

本部内各部課長
警察学校長 殿
各警察署長

茨城県警察本部長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について

高齢者虐待事案への適切な対応については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（平成27年5月13日付け通達乙人対第58号。以下「旧通達」という。）に基づき対応を行ってきたところであるが、この度、高齢者虐待事案通報票等に係る公印の押印を省略できることとなったことから、下記の点に留意して、高齢者虐待事案への適切な対応に努められたい。

なお、旧通達は、廃止する。

記

第1 定義（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）第2条）

- 1 高齢者 65歳以上の者をいう。
- 2 養護者 高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等以外のものをいう。
- 3 高齢者虐待 養護者及び養介護施設従事者等による行為で次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - (2) 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。養介護施設従事者等が高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることを含む。

- (3) 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (4) 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- (5) 高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

第2 認知時における適切な対応

1 市町村への通報（法第7条及び第21条関係）

(1) 各警察署における対応

各警察署において、警察相談、高齢者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案や保護の取扱い等の各種警察活動に際し、以下の高齢者虐待事案を認知した場合には、速やかに市町村に通報をすること。

なお、法第17条第1項の規定により、市町村から高齢者虐待の対応に係る事務の委託を受けた地域包括支援センターにおいて、通報受理業務を行うことがあり得るため、警察が認知した事案について市町村と地域包括支援センターのいずれに通報するかについては、各警察署において市町村及び地域包括支援センターと協議の上、あらかじめ定めておくこと。

ア 養護者による高齢者虐待（法第7条）

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村又は地域包括支援センター（以下「市町村等」という。）に通報すること。

イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待（法第21条）

養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報すること。

(2) 通報対象となる事案

原則として、警察が認知した全ての高齢者虐待事案が対象となる。

なお、次のような場合にも通報対象となるので、留意すること。

ア 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について行うものであるため、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、被害高齢者や関係者の申出内容等から判断して、高齢者虐待が行われた可能性がある

と判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

イ 加害者が養護者に該当するか判明しない場合

加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合があり得る。このようなときには、加害者が被害高齢者と同居している場合には、高齢者虐待事案とみなして市町村等に通報をすること。また、加害者が親族である場合には、当該加害者が養護者に当たらないときも、高齢者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること（例えば、同居していない親族による事案や同居している孫による事案などが考えられる。）。

ウ 認知症に起因する被害妄想が疑われる場合

認知症が疑われる高齢者から虐待を受けているとの申出があった場合についても、警察において被害高齢者が認知症であるか否かの判断は困難であること及び仮に申出が認知症に起因する被害妄想によるものであると考えられる場合であっても、市町村等において福祉的な観点から必要な対応を行う場合もあるため、通報の対象とすること。

エ 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が高齢者の配偶者から行われた場合は、高齢者虐待事案であるとともに、配偶者からの暴力事案にも該当する。このような事案については、高齢者虐待事案として市町村等に通報するとともに、「配偶者からの暴力相談等対応票」の作成等配偶者からの暴力事案としての対応も行うこと。

なお、被害高齢者の保護が必要な場合に、市町村等と配偶者暴力相談支援センターのいずれかに引き継ぐかは、被害高齢者の年齢、要望等を踏まえて、事案に応じて判断すること。

(3) 通報要領

警察署各課で認知した高齢者虐待事案については、当該警察署の生活安全課（刑事生活安全課を含む。以下同じ。）を經由して警察署長に報告した後、生活安全課から市町村等に通報するものとする。通報先部署名、電話番号等は、あらかじめ市町村に確認しておくこととするが、特に、休日・夜間において確実に連絡がとれるよう、市町村に申し入れておくこと。

通報は、原則として、高齢者虐待事案通報票（別添1。以下「通報票」という。）により行うこととし、急を要する場合には、電話により行うこと。通報

時点では詳細が判明していない事項については、「不詳」と記載すれば足り、調査に時間を要することにより通報が遅れることのないようにすること。

なお、通報票の記載要領については、高齢者虐待事案通報票の記載に当たっての留意事項（別添2）を参照すること。

(4) 通報後の措置状況の把握

通報した事案については、市町村等に措置結果を連絡するよう依頼しておくこと。

なお、通報後1か月を経過しても市町村等から措置結果の連絡がないときには、生活安全課から市町村等に対して状況を確認すること。

2 通報以外の措置

高齢者虐待事案については、市町村への通報と並行して、事件化の可否及び要否、事案の緊急性・重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として高齢者を救出保護すること。また、刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

第3 警察署長に対する援助依頼への対応（法第12条関係）

1 制度の趣旨

法第12条第1項においては、市町村長は、高齢者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが規定されている。警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法、警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではなく、調査業務そのものの補助（聞き取り調査等）を行うことは適当ではないが、要請による立入調査時の同行、当該調査中の動静監視等の間に違法な行為があれば、検挙・警告等適切な措置を講ずること。

2 援助の手続

警察署長は、援助に当たって、緊急の場合を除き、市町村長から高齢者虐待事案援助依頼書（別添3）の提出を求めた上で、速やかに事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。事前

協議の窓口は、生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて生活安全課以外の各課員からも充当すること。

3 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるとき（法第12条第3項）であるので、援助の依頼があった場合には、市町村が行う法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

第4 その他

1 関係各課間の連携

高齢者虐待事案への対応に当たっては、各所属及び警察署生活安全課、刑事課、地域課、警務課（被害者支援担当）等関係各課間で連携を密にすること。

2 関係機関等との連携

市町村を始め、県担当課や民生委員等関係機関・団体等との連携を強化し、被害高齢者の立場に立った的確な措置が講じられるようにすること。

なお、地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待事案に関わる関係機関等を構成員とする「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することとしているので、市町村又は地域包括支援センターから警察に対して当該ネットワークへの参加依頼がなされた場合には、積極的に応じること。

3 指導、教養の徹底

警察における高齢者虐待事案に対する適切な対応を推進するため、法の内容等について、集合教養、随時の教養、巡回教養等あらゆる機会を活用して警察職員に広く指導、教養を行うこと。

4 報告の徹底

各警察署で取り扱った高齢者虐待事案については、速やかに人身安全少年課宛てに報告すること。

<別添略>